

# 北海道文教大学履修規程

## (目 的)

**第1条** この規程は、北海道文教大学学則（以下「学則」という。）第23条から第30条までに規定する教育課程及び履修方法等について、必要な事項を定める。

## (授業科目及び単位数等)

**第2条** 授業科目の種類、配当年次、単位数及び必修・選択の別並びに卒業及び資格取得に必要な単位数は、学則第23条に規定するものとする。

## (履修基準)

**第3条** 学則第35条に定める各学部・学科の卒業に必要な単位は、別表1に掲げるものとし、所定の単位を修得しなければならない。

## (授業科目の履修)

**第4条** 学生は、当該年度各学期始めの所定の期間内に、その学期に履修しようとする科目について履修登録しなければならない。

- 履修は、開設する年度の履修配当年次及び学期によるものとし、上位年次及び学期に担当された科目の履修は原則として認められない。
- 各年次における履修登録単位数の上限は、国家資格等関係科目、教職科目を除き44単位以内とし、各学期26単位以内とする。
- 既に単位を修得した科目は、再度履修することができない。
- 履修登録科目について履修を取り止める場合は、所定の期間内に履修取消の手続きを行わなければならない。

## (履修科目の出席)

**第5条** 当該履修科目における出席回数が各学期の授業回数の $\frac{3}{4}$ に達しない場合は、原則として単位の修得ができない。

- 遅刻又は早退は、3回で1回の欠席とする。

## (単位認定の方法)

**第6条** 各授業科目の単位認定は、定期試験やその他の方法により総合的に行う。

- 前項の規定により、単位の認定を受けようとする者は、当該学期の授業料を納入していなければならない。
- 定期試験について必要な事項は別に定める。

## (授業科目の評価基準)

**第7条** 学則第30条に規定する成績の評価基準は、学期末の定期試験のみに偏重することなく、課題レポート、出席の状況等、日常の学生の授業への取り組みと成果を十分考慮して設定するものとする。

- 前項の定めに基づき、それぞれの授業科目の評価基準はシラバスに提示して行うこととする。

## (成績の評価等)

**第8条** 成績の評価は、次により行うものとする。

合否区分	表記(評価)	100点法に基づく得点
合格	AA(秀)	90点以上
	A(優)	80点以上90点未満
	B(良)	70点以上80点未満
	C(可)	60点以上70点未満
不合格	D(不可)	60点未満
その他	DH(不可保留)	
	W(履修取消)	

- 成績の評価は、講義、演習、実験・実習・実技等の授業形態に応じた評価方法に基づき行う。
- 前項の定めに基づき、合格点には達していないが一定の条件を満たしている者は、DH(不可保留)とし、補習等を課し、当該学期内に再評価をすることがある。

- 4 4条5項の手続きを行った場合は、W（履修取消）と表記する。
- 5 成績及び修得単位は、学期の始めに学業成績表をもって学生に通知する。
- 6 学生は、成績の評価について疑義がある場合は、所定の期限内に疑義の申立てを行うことができる。

（進級要件）

第9条 各学部・学科の進級要件は別表2のとおりとする。

（各学科の履修方法）

第10条 この規程に定めるもののほか、各学科の履修方法等に関する必要事項は、別に定める。

（資格取得のために必要な要件）

- 第11条 管理栄養士、栄養士、理学療法士、作業療法士、看護師及び保健師の国家試験受験資格の取得には、当該学科必修科目の単位及び卒業に必要な単位を修得しなければならない。
- 2 教職課程の履修及び教員免許状取得に関する必要事項は、別に定める。

（改 廃）

第12条 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て教授会が行うものとする。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。  
ただし、別表1及び別表2にかかわらず、平成20年3月末日に在学する学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月末日に在学する学生については、従前のとおりとする。  
ただし、看護学科の学生については、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月末日に在学する学生については従前のとおりとする。
- 3 別表第2中こども発達学科の学生については前2項にかかわらず平成22年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月末日に在学する学生については従前のとおりとする。
- 3 別表第1中健康栄養学科の学生については前2項にかかわらず次のとおりとする。

科目区分	健康栄養学科
教養科目	30
専門基礎科目	31
専門科目	25
選択科目	38
合計	124

科目区分	健康栄養学科
教養科目	2
専門基礎科目	31
専門科目	25
選択科目	66
合計	124

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
ただし、別表1及び別表2については、平成28年3月末日に在学する学生については、従前のおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月末日に在学する学生については従前のおりとする。

## 「別表1」(履修基準：第3条関係)

### (1) 外国語学部

科目区分	国際言語学科
必修科目	35
選択必修科目	18
合計	124

### (2) 人間科学部

科目区分	健康栄養学科	理学療法学科	作業療法学科	看護学科	こども発達学科
教養科目	3	5	9	3	11
専門基礎科目	28	38	39	33	30
専門科目	29	61	62	77	2
選択科目	64	20	14	11 (教養科目から修得)	81
合計	124	124	124	124	124

## 「別表2」(進級要件：第9条関係)

### (1) 外国語学部

学科	必修・選択区分	3年次への進級要件	4年次への進級要件
国際言語学科	卒業必修 (選択必修を含む)	60単位以上	80単位以上
	卒業選択		

### (2) 人間科学部

学科	必修・選択区分	2年次への進級要件	3年次への進級要件	4年次への進級要件
健康栄養学科	卒業必修	15科目以上	-	-
	管理栄養士必修			
	栄養士必修			
理学療法学科	卒業必修	25単位	54単位	89単位
	卒業選択	9単位以上	17単位以上	19単位以上
作業療法学科	卒業必修	32単位	70単位	91単位
	卒業選択	5単位以上	9単位以上	14単位以上
看護学科	卒業必修	32単位以上	77単位以上	98単位以上
	卒業選択	10単位以上	11単位以上	11単位以上
こども発達学科	卒業必修	15単位以上	25単位以上	-
	卒業選択	15単位以上	35単位以上	